

山梨県公報

第二千二百六十五号

平成二十四年

十月一日

月 曜 日

目次

道路の区域変更(三件).....五五三

公 告

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請.....五五四

換地処分の実施.....五五四

告 示

山梨県告示第三百四十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十四年十月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 一三七号
- 三 道路の区域

区 間	旧 新 の 別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
南都留郡富士河口湖町浅川字高石二〇八一番の四地先から 南都留郡富士河口湖町浅川字高石二〇八一番の一地先まで	八・九	一五・三	一三・〇 四八・〇	一〇五・〇 五七・〇

新 一三・〇
二四・二 五七・〇

山梨県告示第三百四十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十四年十月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 青木ヶ原船津線
- 三 道路の区域

区 間	旧 新 の 別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
南都留郡富士河口湖町長浜字下條七九九番の四地先から 南都留郡富士河口湖町長浜字橋戸一三五二番の三地先まで	五・三	七・一	一〇・三 六一・五	九七・六 二〇九・〇

山梨県告示第三百四十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十四年十月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道

二 路 線 名 市川三郷山梨自転車道線
三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
笛吹市石和町井戸字豊岡笛吹川右岸堤防敷地先から 笛吹市石和町砂原字青木笛吹川右岸堤防敷地先まで	旧	二・〇	二二八・〇
笛吹市石和町井戸字豊岡笛吹川右岸堤防敷地先から 笛吹市石和町砂原字青木笛吹川右岸堤防敷地先まで	新	二・〇 四・四	二二八・〇
笛吹市石和町井戸字豊岡笛吹川右岸堤防敷地先から 笛吹市石和町井戸字豊岡笛吹川右岸堤防敷地先まで		二・〇 四・四	二二八・〇
笛吹市石和町井戸字豊岡笛吹川右岸堤防敷地先から 笛吹市石和町井戸字豊岡笛吹川右岸堤防敷地先まで		二・〇 四・四	二二八・〇

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十月一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年九月二十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人白愛福祉会
 - 2 代表者の氏名 秋山太子

発行者 山 梨 県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニ子印刷

甲府市北口二丁目六番

- 3 主たる事務所の所在地 山梨県南アルプス市百々二千二百二十番地二
- 4 定款に記載された目的
 この法人は、地域で暮らす高齢者が幸せになる事を願い、共同生活を行うライフスタイルの中で、地域に密着した共同施設を拠点に、居住者同士の親睦と融和を図りながら、生きる喜びを共有し、また、地域の子育て支援などを積極的に行い、心に安らぎのある暮らし作りに貢献することにより、福祉の向上に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十四年九月二十四日から同年十一月二十三日まで

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県管畑地帯総合整備事業（明野地区永井原工区）の換地処分を平成二十四年九月十九日実施した。

平成二十四年十月一日

山梨県知事 横 内 正 明